

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	加東市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminkyoudoubu/shiminka/number/1454058642007.html

執行機関名 加東市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加東市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等・こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 加東市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等・こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年条例第107号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども並びに母子家庭、父子家庭及び遺児(以下「母子家庭等」という。)に係る医療費の一部を助成すること(以下「福祉医療費の助成」という。)に関し必要な事項を定め、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年条例第107号) 加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成18年規則第58号)